

2-2 所得階級別人員

(1) 所得階級別人員

区分	合計所得		
	事業所得者	その他所得者	計
	人	人	人
70万円以下	13,639	19,610	33,249
100 "	23,646	29,322	52,968
150 "	47,909	106,438	154,347
200 "	53,135	133,724	186,859
250 "	54,213	142,904	197,117
300 "	48,219	112,972	161,191
400 "	67,834	167,625	235,459
500 "	36,393	119,727	156,120
600 "	19,135	91,059	110,194
700 "	10,763	75,331	86,094
800 "	6,437	63,025	69,462
1,000 "	7,255	91,164	98,419
1,200 "	4,076	59,676	63,752
1,500 "	4,483	58,202	62,685
2,000 "	4,943	53,303	58,246
3,000 "	4,534	40,815	45,349
5,000 "	3,297	24,050	27,347
5,000万円超	2,198	15,556	17,754
合計	412,109	1,404,503	1,816,612

調査対象：平成15年分について、平成16年3月31日までの申告又は更正・決定により納税額があるもの

(注) 内書は、変動所得又は臨時所得の平均課税の適用を受けたものの数である。

(2) 所得階級別人員の累年比較

区分	平成11年分	平成12年分	平成13年分	平成14年分	平成15年分
		人	人	人	人
70万円以下	30,314	29,436	29,515	30,894	33,249
100 "	52,615	51,212	49,936	50,617	52,968
150 "	147,254	147,274	147,304	149,709	154,347
200 "	187,892	188,210	184,414	183,404	186,859
250 "	199,980	200,678	197,242	195,441	197,117
300 "	164,118	162,947	161,999	160,537	161,191
400 "	244,466	240,557	238,594	234,335	235,459
500 "	162,176	159,300	157,716	154,339	156,120
600 "	113,547	111,283	110,529	109,145	110,194
700 "	86,941	86,262	85,226	84,374	86,094
800 "	70,063	69,285	68,785	67,836	69,462
1,000 "	101,356	99,775	98,884	96,834	98,419
1,200 "	66,672	65,567	64,140	63,273	63,752
1,500 "	66,126	66,051	64,952	62,539	62,685
2,000 "	60,851	61,335	60,629	58,737	58,246
3,000 "	46,523	48,339	47,873	45,634	45,349
5,000 "	26,573	29,076	28,832	26,964	27,347
5,000万円超	15,937	18,671	18,248	17,234	17,754
合計	1,843,404	1,835,258	1,814,818	1,791,846	1,816,612

(注) 内書は、変動所得又は臨時所得の平均課税の適用を受けたものの数である。

(参考)

申告所得税の税率等（平成15年分）

1 課税総所得金額及び課税退職所得金額に係る分

課税総所得	330万円未満	900万円未満	1,800万円未満	1,800万円以上
税率(%)	10	20	30	37
控除額(万円)	-	33	123	249

2 分離譲渡所得金額に係る分

(1) 課税短期譲渡所得金額……譲渡した年の1月1日において所有期間5年以下の土地等に係る譲渡所得は、次の①又は②のうちいずれか多い方の金額による分離課税

① 課税短期譲渡所得金額×40%

② [(課税総所得金額+(課税短期譲渡所得金額-土地建物等以外の譲渡所得から控除しきれない譲渡所得の特別控除額(50万円)の控除不足額)]×1の税率-課税総所得金額×1の税率]×110%

(注) 一定の要件に該当するときは①の40%を20%及び②の110%をないものとして計算した①、②のうちいずれか多い方の金額

(2) 課税長期譲渡所得金額……譲渡した年の1月1日において所有期間5年を超える土地等に係る譲渡所得

は、次による分離課税

課税長期譲渡所得金額×20%

ただし、次の場合は、下記による分離課税

イ 優良住宅地の造成等のために譲渡した場合

① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 課税長期譲渡所得金額×15%

② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 600万円+(課税長期譲渡所得金額-4,000万円)×20%

ロ 居住用財産(譲渡した年の1月1日において所有期間が10年超のもの)を譲渡した場合

① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 課税長期譲渡所得金額×10%

② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 600万円+(課税長期譲渡所得金額-6,000万円)×15%